

平成23年度決算に基づく財政健全化判断比率等を公表します。

いずれの指標も、早期健全化基準を昨年同様「大きく」下回りました！
これらの数値により、本市の財政は「健全」だと言えます！

健全化判断比率とは…

下の図は、左ページの「健全化判断比率」を算出するための、会計の対象範囲を示しています。

こうした財政状況を示す指標の公表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によって、平成20年度から義務付けられました。従来の「財政健全化制度」では、一般会計部分（下図参照）のみでその健全度が測られ、この部分の赤字比率が20%を超える「財政再建団体」という、いわゆる「レッドカード」が出されるといいう仕組みでした。

しかし、一般会計のみで健全化を図るといいう仕組みでは、特別会計や企業会計など、いわゆる「見えない会計部分」での赤字が膨らみ、自治体が破たんしてしまいうケースが出てきました。このため、新しい基準ではこうした見

えなかった部分を含む、いわゆる「連結決算」を指標とし、また、いきなり「レッドカード」ではなく、注意喚起をする「イエローカード」の基準を設けることにより、早期に財政状況の悪化を把握できるような仕組みに変更されました。

財政状況悪化の基準は…

左ページの、「健全化判断比率」の表にある、「早期健全化基準」の数値を自治体の比率が超えた場合には、「イエローカード」にあたる「早期健全化団体」となり、財政健全化計画を策定して、自主的な改善努力で財政の立て直しに取り組むこととなります。

また、「財政再生基準」の数値を超えた場合になると、「レッドカード」にあたる「財政再建団体」となり、財政再生計画を策定し、国などの関与による確実な再生に取り組むこととなります。

そして、公営企業（水道事業・病院事業など）の場合には、「経営健全化基準」があり、この数値を超えた場合、経営健全化計画の策定が義務付けられます。

本市の財政状況は、これらの基準を大きく下回っており、「健全な財政状況である」といえることができます。しかし、昨今の経済情勢からも、厳しい状況であることには変わりなく、これからも行財政改革を徹底して行っていく必要があります。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項に基づき、都留市の財政健全化判断比率（実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担などの指標）と資金不足比率（各公営企業）を、市民の皆さんへ公表します。

平成23年度決算に基づく「健全化判断比率」と水道、下水道、病院などの公営事業会計の「資金不足比率」は次のとおりです。

これらの比率は、監査委員の審査を受け、その意見を付けて9月定例会市議会に報告したものです。

■都留市の健全化判断比率の状況

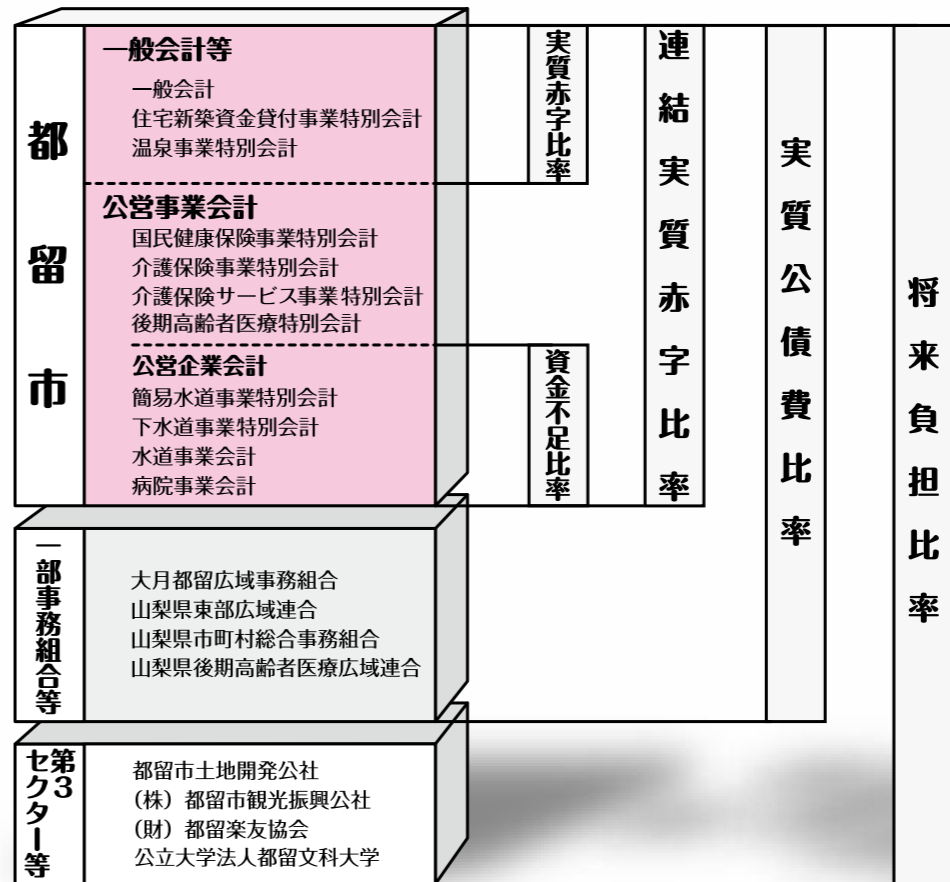
項目	年度	都留市		早期健全化基準	財政再生基準
		実質赤字比率	連結実質赤字比率		
①実質赤字比率	H21	—	—	13.82%	20.00%
	H22	—	—	13.75%	20.00%
	H23	—	—	13.77%	20.00%
②連結実質赤字比率	H21	—	—	18.82%	40.00%
	H22	—	—	18.87%	40.00%
	H23	—	—	18.77%	30.00%
③実質公債費比率	H21	16.6%	—	25.00%	35.00%
	H22	15.4%	—	25.00%	35.00%
	H23	15.1%	—	25.00%	35.00%
④将来負担比率	H21	102.1%	—	350.00%	—
	H22	93.1%	—	350.00%	—
	H23	88.8%	—	350.00%	—

※実質赤字比率と連結実質赤字比率について、本市には「赤字額がない」ため、「—」と表示しています。

項目	年度	都留市		早期健全化基準	財政再生基準
		実質赤字比率	連結実質赤字比率		
⑤資金不足比率	H21	—	—	20.00%	20.00%
	H22	—	—	20.00%	20.00%
	H23	—	—	20.00%	20.00%
水道事業会計	H21	—	—	20.00%	20.00%
	H22	—	—	20.00%	20.00%
	H23	—	—	20.00%	20.00%
病院事業会計	H21	—	—	20.00%	20.00%
	H22	—	—	20.00%	20.00%
	H23	—	—	20.00%	20.00%
簡易水道事業特別会計	H21	—	—	20.00%	20.00%
	H22	—	—	20.00%	20.00%
	H23	—	—	20.00%	20.00%
下水道事業特別会計	H21	—	—	20.00%	20.00%
	H22	—	—	20.00%	20.00%
	H23	—	—	20.00%	20.00%

※資金不足率については、本市の公営企業に資金不足がないため、「—」と表示しています。

■健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲（平成23年度）



上記の比率を分析すると…

① 都留市の一般会計等の赤字はどのくらい？

↓赤字はありません。

福祉、教育、まちづくりなどの行政サービスを行う地方公共団体の一般会計等の赤字額が標準財政規模に占める割合です。この比率が高くなるほど、赤字の程度が大きいということになります。

② 都留市全体で赤字はどのくらい？

↓赤字はありません。

一般会計等と、公営事業会計（国民健康保険・介護保険など）を含む全ての会計の赤字と黒字を合せて計算した赤字額が標準財政規模に占める割合です。実質赤字比率同様、比率が高いほど赤字の程度が大きいということになります。

③ 借金の返済などにどれくらい払っているの？

↓15・1%です。

一般会計等が負担する公債費（借入金返済額）や公営企業会計の公債費にあたる繰出金などが、標準財政規模を基本とした額に占める割合です。この比率が高まると自由に使えるお金が

少なくなり、行政サービスの低下を招く恐れがあります。

本市では、年々この数値は減少しており、今年度も昨年度に比べて0・3ポイント減少しました。今後も経営の健全化を進めていくことにより、数値は低くなる見込みです。

④ 今後、どのくらいの負担が見込まれるの？

↓88・8%です。

一般会計等の借入金（地方債）や契約などで支払いを約束したものが、標準財政規模を基本とした額に占める割合です。この比率が高くなるほど、将来における財政を圧迫し、行政サービスの低下を招く恐れがあります。

本市の88・8%という数字は、「イエローカード」とされる「早期健全化基準」の350%を大きく下回り、将来的にも安定が見込まれます。

⑤ 公営企業の資金不足はどのくらい？

↓資金不足はありません。

公営企業の資金不足額が、公営企業の事業規模（通常の営業で見込まれる一年間の収入額）に占める割合です。この比率が高くなるほど料金収入などで資金不足を解消することが難しくなります。